

大津市議会ミッションロードマップ2023

～令和7年度 検証・評価結果～

令和8年3月

大津市議会

1 令和7年度テーマと評価結果（自己評価）について

令和7年度は、令和6年度に選定した3年目以降の実行テーマのうち、「（仮称）大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定」及び「大津市議会BCPの見直し」の2本のテーマに取り組んだ。

これらのテーマのうち、「（仮称）大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定」にあつては政策検討会議にて検討し、「大津市議会BCPの見直し」にあつては議会運営委員会にて検討した。

(1) （仮称）大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定 ⇒ 概ね目標達成・継続

テ ー マ	（仮称）大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定				
工 程	令和7年度から令和8年度まで				
進 捗 状 況 ・ 実 績	政策検討会議を設置し、協議中				
評 価 結 果	概ね目標達成 （令和7年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進 行 管 理 ・ 方 向 性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備 考	学識経験者、当事者団体の代表者及び執行部と意見交換を実施した。協議の結果、制定する条文に前文を規定することとなった。				

(2) 大津市議会BCPの見直し ⇒ 目標達成・完了

テーマ	大津市議会BCPの見直し				
工程	令和7年度				
進捗状況・実績	議会運営委員会において協議し、大津市議会BCPの一部を見直した。				
評価結果	目標達成				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	完了				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>各会派が提出した見直しに係る提案について、議会運営委員会において協議し、次の3点を見直しすることとなった。</p> <p>(1) 大津市議会災害対策会議の名称を大津市議会業務継続会議に変更する。</p> <p>(2) サバイバルローラーバックを不要とする。</p> <p>(3) 「タブレット端末」という表現を「通信端末機器」に変更する。</p>				

2 令和8年度のテーマの確認について

(1) 継続テーマ

次のテーマについて、引き続き協議を行う。

- ・（仮称）大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定

(2) 新規テーマ

計画どおり、次のテーマについて協議を行う。

- ・ 政務活動費に関する諸事項の見直し
- ・ 認知症推進計画に向けた政策提言

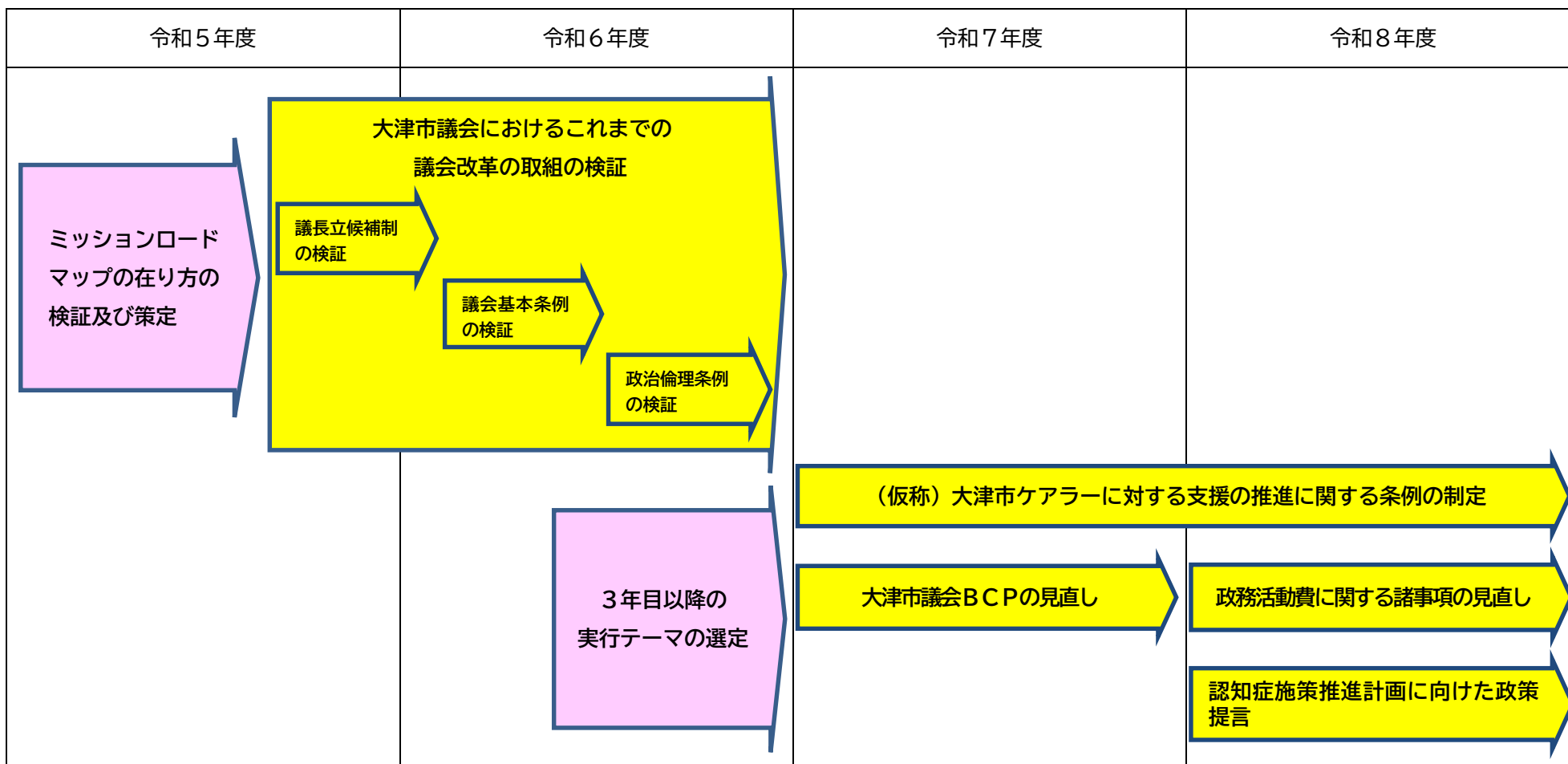
3 全テーマと全工程の確認について

(1) 終了したテーマ

- ・ ミッションロードマップの在り方の検証及び策定
- ・ 大津市議会におけるこれまでの議会改革の取組の検証
- ・ 3年目以降の実行テーマの選定
- ・ 大津市議会BCPの見直し

(2) その他は、令和8年度に終了するよう工程表に基づき進める。

大津市議会ミッションロードマップ2023の実行テーマの全体工程表（令和7年度末現在）

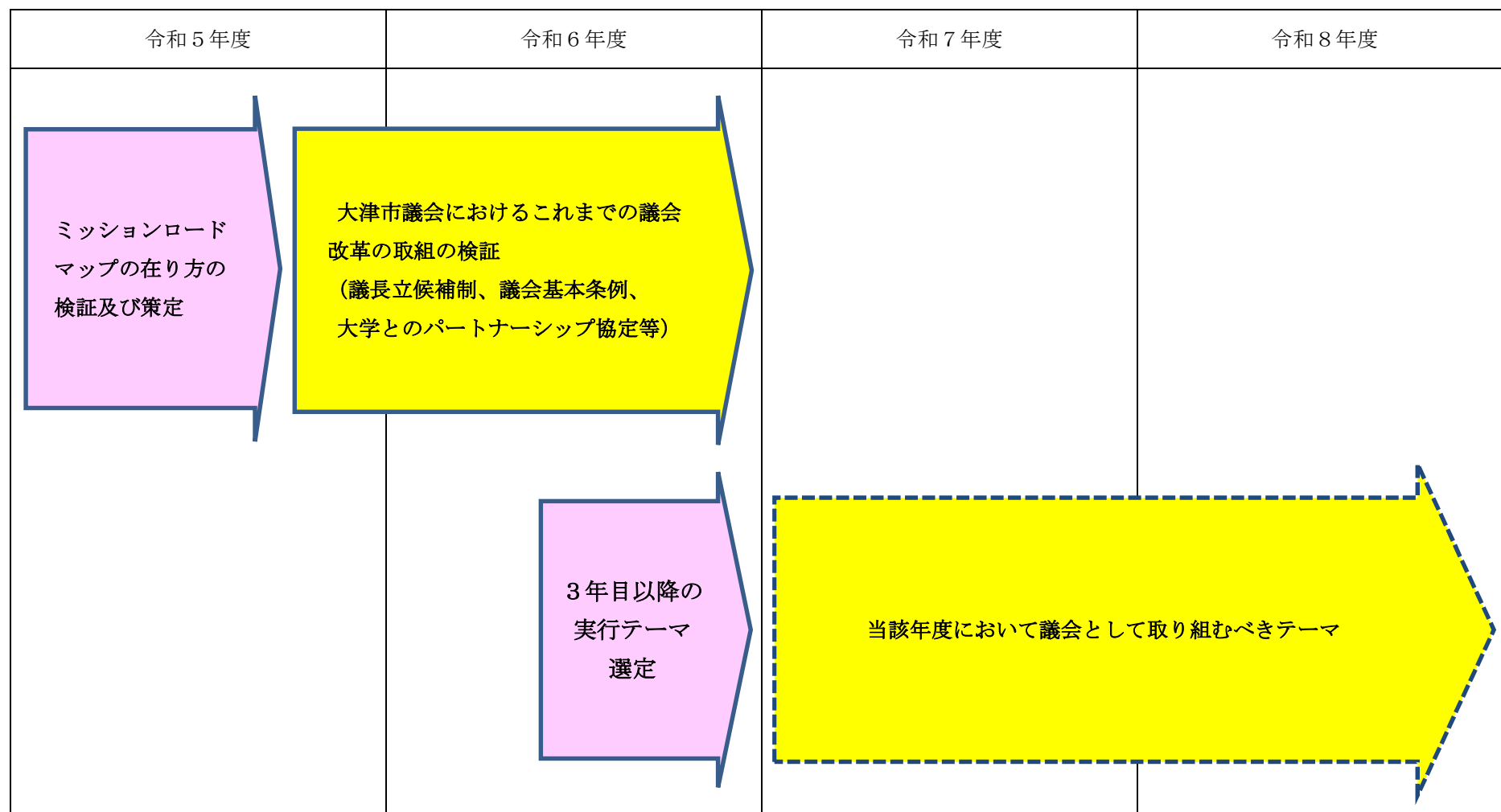


【令和8年度の各実行テーマの検討主体】

- ・（仮称）大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定 ⇒ 政策検討会議
- ・政務活動費に関する諸事項の見直し ⇒ 議会運営委員会
- ・認知症施策推進計画に向けた政策提言 ⇒ 所管の常任委員会（教育厚生常任委員会）

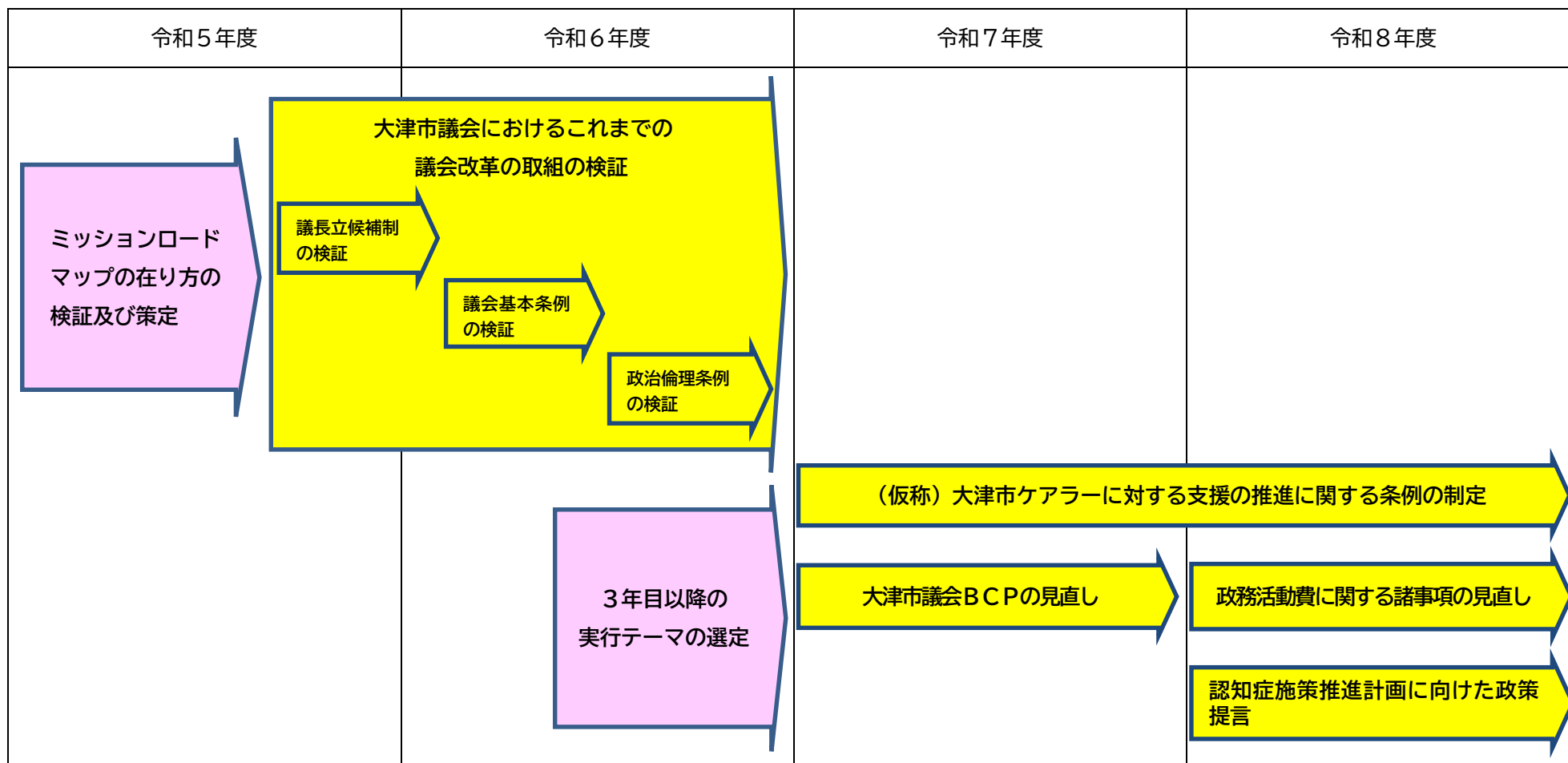
参 考 资 料

<大津市議会ミッションロードマップ2023の実行テーマ 全体工程表（策定当時）>



※「大津市議会におけるこれまでの議会改革の取組の検証」については、政策検討会議等を主体として議論を行う。なお、令和7年度以降の実行テーマについては、内容に応じて、その都度議論する主体を定めることとする。


＜大津市議会ミッションロードマップ2023の実行テーマ 全体工程表（3年目以降の実行テーマ選定後）＞







【令和7年度の各実行テーマの検討主体】

- ・（仮称）大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定 ⇒ 政策検討会議
- ・大津市議会BCPの見直し ⇒ 議会運営委員会
- ・政務活動費に関する諸事項の見直し ⇒ 議会運営委員会
- ・認知症施策推進計画に向けた政策提言 ⇒ 所管の常任委員会（教育厚生常任委員会）

<大津市議会ミッションロードマップ2023の実行テーマ（詳細）>

実行テーマ (項目)	取組内容	実施 主体	工程				議会基本 条例
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
大津市議会 におけるこ れまでの議 会改革の取 組の検証 (議長立候 補制、議会 基本条例、 大学とのパ ートナーシ ップ協定 等)	<p>本市議会では、これまで長きにわたって数多くの議会改革に取り組んできた。</p> <p>これらの取組はおおむね成果を挙げ、各方面からも高い評価を得てきたが、中には期待した成果が得られていないと考えられる項目も存在する。</p> <p>もとより、議会改革はP D C Aサイクルによってその取組の効果等を検証して、必要に応じてよりよいものへと改善していくことが求められる。</p> <p>そこで、本市議会の議会改革に関するこれまでの取組のうち、十分な成果が得られていないと考えられる項目について、改めて検証し、改善策等を講じるとともに、成果が挙げられている項目についても、必要に応じて検証し、アップデートを図る。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長立候補制…導入後の状況を検証し、このまま継続するか、方法を変えて実施するか、廃止するか等を検討する。 ・議会基本条例…令和7年4月1日に施行後10年を迎えることに鑑み、各条項に規定された事項の実施状況等を検証し、必要に応じて改善策を講じる。 ・大学とのパートナーシップ協定…3つの大学との協定締結からそれぞれ約10年が経過する中で、更なる連携の推進に向けて検討する。 	政策 検討 会議 等					第5条 第21条

実行テーマ (項目)	取組内容	実施 主体	工程				議会基本 条例
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(仮称)大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定	<p>少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、さらには家族の役割の変化のなかで、家族のケアの問題が大きくなっており、特に若者においてはヤングケアラーと呼ばれ、本来大人が担うべき家事や介護などを日常的に行うことにより、健やかな成長・発達のために必要な時間や、自立に向けた移行期として必要な時間を奪われる等、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかることによって、負担が重い状態になっている。</p> <p>他方、大人のケアラーについては、仕事をしながらケアを担うワーキングケアラーや、ケアと子育てを同時に担うダブルケアラー、高齢者が高齢の配偶者や親などをケアする老老介護や、障害を持つ子に対する老障介護を担う高齢のケアラー等、生きづらさを感じる市民が少なくない。</p> <p>そこで、ケアラーに対する支援の推進のため、条例制定を目指し検討する。</p>	政策 検討 会議				第4条 第17条	
大津市議会BCPの見直し	<p>全国初の地方議会のBCPとして策定して10年が経過する中、感染症への対応など必要な改訂を行い、アップデートに努めてきた。一方で、これまでの改訂はその時々必要に応じた部分的なものにとどまってきたことから、策定から10年という節目に、全体を通して見直しを試みる。</p>	議会 運営 委員会				第6条	

実行テーマ (項目)	取組内容	実施 主体	工程				議会基本 条例
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
政務活動費に関する諸事項の見直し	<p>大津市は政務活動費の適正使用や透明化に努めてきたが、ある調査では、令和6年度、情報公開度ランキングが中核市62市中36位にとどまっている。この調査の精度には疑問もあるが、公開度のUPに向けて、改善できる点があれば改善すべきである。</p> <p>また、政務活動費を充てて購入された備品の所有権の帰属など、明確にしておくべき課題もある。</p> <p>これらに加え、使途基準等を含め全般的に政務活動費に関する諸事項についてアップデートを図る。</p>	議会 運営 委員 会					第4条 第5条 第12条
認知症施策推進計画に向けた政策提言	<p>認知症施策推進計画は、認知症基本法に基づいて策定され、2024年度から2029年度までの5年間を計画期間としている。</p> <p>市町村は、地域の実情に応じた「認知症施策推進計画」を策定することが求められている。</p> <p>そこで、議会として認知症施策に関して実効性を高めることを目的とした政策提言を行う。</p>	教育 厚生 常任 委員 会					第4条 第17条

※政策検討会議・・・・・・・・ 議会から条例などの政策提案に関する協議を行うために設置された会議

議会運営委員会・・・・・・・・ 議案や議会運営などに関する事項について、調査や審査を行うために設置された委員会

教育厚生常任委員会・・・・・・・・ 福祉、子育て、保育園、介護、医療、保健衛生、学校、教育など健康福祉部、こども未来部、教育委員会の所管に属する事項の審査を行うために設置される委員会

大津市議会ミッションロードマップ2023の進行管理について

(1) 進行管理の機関

ロードマップの進行管理（当該ロードマップ策定時には想定しなかった重要又は緊急の事態が生じた場合における、当該重要又は緊急の事態の取扱いに係る運用を含む。以下同じ。）は、議会運営委員会で行う。

(2) 進行管理の実施時期

ロードマップの進行管理は、原則として毎年1回、3月に実施する。ただし、議会運営委員会が必要と判断した場合は、この限りではない。

(3) 進行管理の手法

進行管理は、当該年度に実施しているテーマ（項目）の進捗状況を検証し、次年度以降のテーマの確認（テーマの変更、取扱順位及び工程の変更を含む。）を行う。

(4) 外部視点からの議会活動の評価

最終年度においては、4年間の成果を外部からの視点も取り入れて客観的・総合的に評価・検証し、次期議員任期における議会活動に活用する。